

福岡市 立地交付金制度のご案内

アジアビジネス(外資系企業)向け交付金

交付内容

①所有型(土地及び建物を所有して立地する場合)

【重点地域の場合】

土地取得額の**30%**、建物及び機械設備取得額の**10%** 上限額**30億円**

【重点地域以外の市内の場合】

建物及び機械設備取得額の**5%** 上限額**1億円**

②賃借型(建物を賃借して立地する場合)

【重点地域の場合】

建物及び機械設備の年間賃借額の $1/3$ を **4年間** 上限額 **1億円**
(年間上限額 2,500 万円)

【重点地域以外の市内の場合】

建物及び機械設備の年間賃借額の $1/3$ を**1年間** 上限額 **5,000 万円**

※建物及び機械設備:

- ・所有型: 事業所の用に供するもので、所得税法施行令に定める建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具に分類される資産
- ・賃借型: 事業所の用に供する建物、パソコン・サーバー・複写機等の事務機器、事業用設備など

※重点地域: アイランドシティ, 香椎パークポート, 九州大学学術研究都市

※賃借月額 は 4,000 円/㎡を限度とする。

③日本初進出に係る経費(所有型・賃借型に共通)

市場調査, 通訳, 各種許認可の取得, 登記等に要する経費, 従業員の採用に要する経費等の $1/2$ 上限額 **300 万円**

ただし, 公租公課を除き, 操業開始した日以前2年以内の経費に限ります。

対象分野

●外国・外資系企業がアジア地域を対象として行う事業

- ・日本国内で初めて行う事業
- ・交付金対象分野(知識創造型産業, 健康・医療・福祉関連産業, 環境・エネルギー関連産業、等)の研究開発及びサービス提供を行う事業

※ただし, 小売に関する事業は除く。

対象者

◇**外国企業(外国の法令により設立された企業, 外国に主たる事務所を有する企業等)**

◇**外資系企業(国内企業のうち, 発行済株式の総数又は出資総額の割合の50%超を外国企業等又は外国人が保有する企業等)**

面積要件

★**面積要件はありません**

交付金の申請手続き

交付金の適用を受けるためには、事前の事業認定を受ける必要があります。
事業認定には事業開始前の申請が必要となりますので、必ず福岡市と協議を行ってください。

交付金適用にあたってのお願い

交付金を適用した事業者には、以下のことについてお願いしています。

△事業継続の義務

(所有型): 操業開始後10年間 (賃借型): 操業開始後5年間

△常用雇用者の雇用

事業継続期間中においては、必ず常用雇用者を雇用していること

△早期の事業実施

認定申請書を提出して3年以内(賃借型にあっては1年以内)に操業開始すること

お問い合わせ

福岡市経済観光文化局 企業誘致課 TEL 092-711-4849

東京事務所 TEL 03-3261-9712